

松本市告示第473号

デジタルシティ松本推進企業認定制度実施要綱を次のように定める。

令和5年8月28日

松本市長 臥雲 義尚

デジタルシティ松本推進企業認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、デジタルシティ松本の推進に向けて、地元企業のデジタルマインドを醸成し、デジタル化に関する自主的取組を促すため、事業におけるデジタル化やデジタルサービスの展開を積極的に行う企業をデジタルシティ松本推進企業として認定することについて必要な事項を定めるものとする。

(認定対象となる企業)

第2条 デジタルシティ松本推進企業の認定の対象となる企業は、市内に本店、支店、工場、営業所その他の対外的に独立して活動を行う事業所を有する企業とする。

(認定ランク)

第3条 デジタルシティ松本推進企業は、対象となる企業が行う別表第1に掲げる項目の取組状況に応じた点数と加点の合計点（以下「評価点の合計」という。）により、次の各号に掲げる企業の区分に応じ、当該各号に定める認定ランクに区分する。ただし、別表第2に規定する区分及び認定ランクごとに定められた最低得点に満たない場合は、この限りでない。

- (1) 評価点の合計が14点以上27点以下の企業 一つ星
- (2) 評価点の合計が28点以上38点以下の企業 二つ星
- (3) 評価点の合計が39点以上の企業であって、別表第1の区分第6号にデジタル化の取組み等に係る記載があるもの 三つ星

(申請)

第4条 デジタルシティ松本推進企業の認定を受けようとする企業は、デジタルシティ松本推進企業認定（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(認定)

第5条 市長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に掲げる区分により、デジタルシティ松本推進企業の認定の可否及びその認定ランクを決定し、デジタルシティ松本推進企業認定審査結果通知書（様式第2号）により、当該企業に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要と認める場合は、現地調査、聞き取りによる調査等を行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の規定によりデジタルシティ松本推進企業として認定した企業に対して、デジタルシティ松本推進企業認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

4 デジタルシティ松本推進企業の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、デジタルシティ松本推進企業の認定ロゴマークを使用することができる。

（認定企業の公表）

第6条 市長は、名称、所在地その他の認定企業の情報及び取組内容を市ホームページ等により公表するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

（認定の更新）

第8条 認定の更新を希望する認定企業は、認定の有効期間が満了となる日の1か月前までに認定申請書に必要な書類を添えて、更新の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に掲げる区分により、更新の可否を決定し、デジタルシティ松本推進企業認定更新審査結果通知書（様式第3号）により当該企業に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、認定の更新に係る手続は、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

4 認定の更新を行わない場合、認定の有効期間の満了日をもって、認定証の効力及び認定ロゴマークの使用許可は失効する。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定企業としてふさわしくない事実が判明したとき又は認定企業が第3条各号に規定する認定ランクに該当しなくなったときは、認定の取消しを行うものとする。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた企業は、直ちに認定証を破棄し、認定証及び認定ロゴマークを掲示しているときは、掲示を取りやめなければならない。

（変更の届出）

第10条 認定企業は、企業の名称、所在地等に変更があった場合は、直ちにデジタルシティ松本推進企業申請事項変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（表彰）

第11条 市長は認定企業のうち、地元企業の模範となる取組みを行う企業をデジタルシティ松本の推進に貢献した企業として表彰することができる。

（表彰の方法）

第12条 表彰は、表彰状を贈呈することにより行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。